

『つくみ de Life』がオープンしました！

市外に住まれている方を対象に、『仕事』『住まい』『土地』『移住定住施策』『子育て』など津久見に住むために必要な情報を発信するポータルサイトをオープンしました。

移住者や津久見に関わる方をピックアップしたインタビューページや地域おこし協力隊の活動ページなど様々な情報を発信することで、多くの方にふるさと津久見を思い返すキッカケとなっただけだと思います。

(『つくみ de Life』トップ画面)

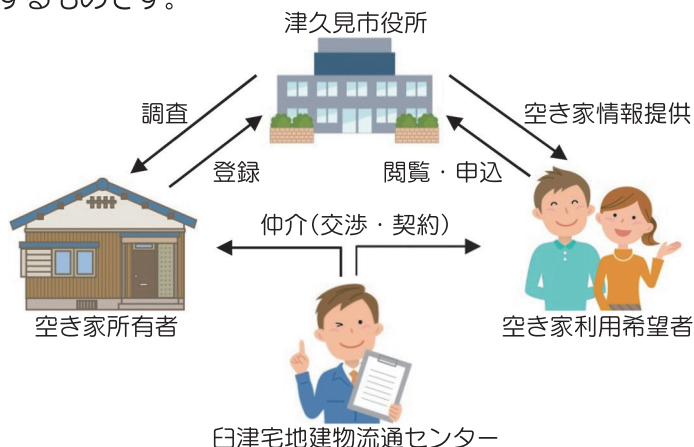


『つくみ de Life』インターネットサイトと連動して Facebook ページも立ち上げました！更新情報をお知らせしますので、Facebook アプリを使用されている方は是非“いいね”を押していただき、拡散してください。

『空き家バンク制度のご紹介』

「空き家バンク」に登録して空き家を有効活用しませんか？

空き家バンク制度とは、空き家を貸したい・売りたい所有者と空き家を借りたい・買いたい利用者を結びつける制度で、登録された空き家情報を津久見市のホームページで公開し、広く情報提供するものです。



空き家は適切な管理を行わず、放置し続けると、倒壊・火災・防犯・衛生面などで周囲に悪影響を及ぼします。

平成29年度から臼津宅地建物流通センターと協定を結び、空き家バンクの活用促進を図っていきます。空き家の有効活用は定住促進にもつながりますので、活用可能な空き家をお持ちの方は空き家バンクへの登録など、積極的な活用を検討しましょう。

住宅に関する3つの補助金制度をご紹介します!

1. 移住者居住支援事業補助金(市外からの転入者対象)

【補助対象者】

津久見市内へ転入して1年以内の方、またはこれから転入される方
(転入日から1年前までの間に津久見市に住所を有していた方は対象外)
(就職・転勤・進学等により5年以内に市外へ転出する可能性の高い方は対象外)

【補助金の種類】(補助率・上限額) ※印は補助対象者が住宅所有者でもよい

- ①仲介手数料(10/10・5万円)* ②家財処分(10/10・10万円)*
③新規建設・住宅購入(10/10・100万円) ④住宅改修(2/3・100万円)*
⑤引越補助(2/3・20万円) ⑥移住奨励金(10万円)

(③④を併用する場合は合計で上限100万円とし、県内から移住の場合はその半分以上を商業協同組合が発行する商品券で交付)



2. 新婚・移住子育て世帯家賃補助金

【補助対象世帯】 ※該当する世帯には2年間家賃に対する補助金を交付

新婚世帯・市内の賃貸住宅に入居する新婚世帯
婚姻の届出日から1年以内で、かつ夫婦の合計年齢が80歳未満の夫婦

子育て世帯・市外から転入され賃貸住宅に入居する子育て世帯
中学生以下の子どもがいる世帯

(※転入日より1年前までの間に津久見に住所を有していた世帯は対象外)

【補助金額】

(家賃－家賃手当)÷2＝補助額(上限1万円)

新婚世帯は市外からの転入者がいれば1人につき5千円を加算



3. 新築奨励・市内消費喚起事業(市内で使える商品券を交付)

【補助対象者】

市内で新築して1年以内の住宅、もしくは空き家バンク物件を取得した方
住民票を移動してから1年以内に申請書を提出すること

【補助対象経費】 以下の経費のうち市内で消費された額

- ①新築費用 ②備品等購入経費(住民票を移して1ヵ月以内のもの)
③新築・空き家バンクの購入経費
④新築・空き家バンクの改修経費(住宅購入後3ヵ月以内のもの)

【補助金額】 (①～④の補助対象経費)×0.4＝補助額(上限20万円)

中学生以下の子どもがいる場合は5万円を加算



補助要件等の詳細については政策企画課までご連絡ください。

また、下記HPで補助金の詳細をご覧くださいませのでご確認をお願いします。

【問い合わせ】

政策企画課 政策企画班 担当：上蘭・太田 ☎0972-82-2655

空き家バンク・補助金に関する情報【つくみ de Life】⇒ <https://iju-tsukumi.jp/>

